

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【大気汚染防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	水銀排出施設に係る届出規定の創設		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課	電話番号：03-5521-8292	E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施時期	平成27年2月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】水銀に関する水俣条約（仮称）（以下「条約」という。）に定める大気排出規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、措置の対象施設を確実に把握する。</p> <p>【内容】水銀を大気中に排出する者が水銀排出施設を設置等しようとするときは、当該施設の種類、構造、水銀の処理の方法等を都道府県知事に届け出なければならないこととする</p> <p>【必要性】水銀に関する水俣条約（仮称）（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するために水銀排出者に対し水銀排出施設に係る排出基準を義務付けることとしており、その担保のため、施設設置等に当たり届出を求め、水銀の処理方法等が排出基準に適合するものか否かを確認することが必要である。</p>		
	関連条項	第18条の23、第18条の24、第18条の25、第18条の26、第18条の28、第18条の29及び第18条の30	
想定される代替案	代替案① 大気に水銀を排出している旨自ら届け出るよう行政指導を行う。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	届出書類の作成費用が発生する。	届出書類の作成費用が発生する。	
(行政費用)	届出の受理に係る費用が発生する。	届出の受理、行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	新たな義務の対象となる施設を把握することにより、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。	代替案のみでは、都道府県等による水銀排出施設の確実な把握を担保することはできない。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも届出に係る書類作成費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 便益：現状又は代替案に比べ、届出義務の履行が担保されるため、都道府県等が確実に対象施設を把握することができ、必要に応じ、別に述べる勧告・改善命令等を発動し、条約に定める大気排出規制の的確かつ円滑な実施が確保できる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、かつ水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申）（平成27年1月中央環境審議会答申）（抄） ＜実効性確保のためのその他の措置＞ 排出基準による排出規制を設ける場合は、その規制の実効性を確保するため、測定義務に加え、例えば対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等所要の制度を設けるのが適当である。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【大気汚染防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	水銀排出施設に係る排出基準義務の創設		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課	電話番号：03-5521-8292	E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp
評価実施時期	平成27年2月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】水銀に関する水俣条約（仮称）（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施の確保を図るため、排出基準を遵守させる。</p> <p>【内容】水銀排出者は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないこととする。</p> <p>【必要性】条約の締約国は条約第8条第4項により新規の排出源に関し、利用可能な最良の技術又は利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値の使用を、同条第5項により既存の発生源に関し、排出限度値の使用等の措置の実施をそれぞれ義務付けられていることから、これらの条項を担保するため、水銀排出施設に係る排出基準の遵守を義務付けることが必要である。</p>		
	関連条項	第18条の23、第18条の26、第18条の28、第18条の29及び第18条の30	
想定される代替案	代替案① 水銀に係る抑制基準を設け、行政指導によりその遵守を図る。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	基準を遵守するために、水銀排出施設の構造等を変更するための費用が発生する。	抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。	
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	水銀排出施設に基準の遵守を義務付けることにより、条約第8条第4項及び第5項を担保し、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。	代替案のみでは、抑制基準の遵守が任意であることから、確実な遵守を担保することができない。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状に比べ改正案、代替案とも構造等を変更するための費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案の場合、行政指導に要する費用が発生する。 便益：改正案は、代替案に比べ、遵守義務の設定により条約第8条第4項及び第5項が担保することができ、また、別に述べる改善命令等の基準を遵守させる措置により、条約に定める大気排出規制の的確かつ円滑な実施が確保できる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、かつ水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申）（平成27年1月中央環境審議会答申）（抄）</p> <p>（a）規制手法 水俣条約第8条第4項は、新規の発生源（水銀大気排出量が増加する改修を含む。）に対し「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」の利用を義務付けることを締約国に求めつつ、「利用可能な最良の技術の適用に適合する」排出限度値による規制とすることも認めている。 我が国における規制の手法としては、事業者において最新の技術に応じて効果的な排出抑制の手法が選択されやすいような枠組みとすることが望ましい。 この点、排出口における濃度による排出限度値規制は、構造・設備規制と比較すると、濃度基準に適合するために事業者が講じる対策として、水銀を除去する設備の種類・構造や、運転管理方法の改善等について事業者が自ら判断してその事業活動に応じ最適な組合せを選択することができる。また、技術開発の都度その構造・設備を基準として評価・審査する煩雑さがなく、事業者及び行政の双方にとって効率的である。 さらに、濃度による排出限度値規制は、排出量による排出限度値規制と比較しても、活動量等の要素に影響されること無く排出抑制の技術水準に対応した基準値を設定し得る点で、「利用可能な最良の技術」を規制対象施設に適用させる手法として適当である。</p> <p>（2）既存施設に係る規制手法 水俣条約第8条第5項は、締約国に対し、既存の発生源に関して、3（4）に掲げる5つの措置のうち一又は二以上の措置を実施することを求めており、新規の発生源とは異なる規定で措置することも認められている。 しかし、既存施設については、ばい煙排出規制、VOC排出規制等の従来の大防法における既存施設の取扱いとの整合性をとる観点から、新規施設と同一の制度で措置することが適当である。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	

規制に係る事前評価書（要旨）

【大気汚染防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	水銀排出施設に係る勧告・改善命令等の創設		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課 電話番号：03-5521-8292 E-mail：kanri-kankyo@env. go. jp		
評価実施時期	平成27年2月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】水銀に関する水俣条約（仮称）（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施の確保を図るため、排出基準を遵守しない施設に対し、勧告・改善命令等を行う。</p> <p>【内容】水銀排出施設が排出基準に適合しないと認めるときは、都道府県知事は、当該施設に対し、当該施設の構造、使用の方法又は水銀の処理の方法の計画変更・勧告・改善等を命じ、排出基準を遵守させることとする。</p> <p>【必要性】条約の的確かつ円滑な実施の確保を図るために排出基準の遵守を義務付ける必要があり、その担保のため、基準を遵守していない場合における措置が必要。</p>		
	関連条項	第18条の23、第18条の28、第18条の29及び第18条の30	
想定される代替案	代替案① 水銀に係る抑制基準を設け、行政指導によりその遵守を図る。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	基準を遵守するために、水銀排出施設の構造等を変更するための費用が発生する。	抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。	
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	水銀排出施設に基準の遵守を義務付けることにより、条約第8条第4項及び第5項を担保し、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。	代替案のみでは、抑制基準の遵守が任意であることから、確実な遵守を担保することができない。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案では構造等を変更するための費用が発生するが、改正案では新たな負担は発生しない。</p> <p>便益：現状又は代替案に比べ、排出基準遵守義務が履行されない場合であっても、勧告・改善命令により、その実効が担保されるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、かつ水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申）（平成27年1月中央環境審議会答申）（抄）      &lt;実効性確保のためのその他の措置&gt;      排出基準による排出規制を設ける場合は、その規制の実効性を確保するため、測定義務に加え、例えば対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等所要の制度を設けるのが適当である。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【大気汚染防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	水銀排出施設に係る測定・規則・保存義務の創設		
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課 電話番号：03-5521-8292 E-mail：kanri-kankyo@env. go. jp		
評価実施時期	平成27年2月18日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】水銀に関する水俣条約（仮称）（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀の排出状況を測定等する。</p> <p>【内容】水銀排出者は、当該排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととする。</p> <p>【必要性】条約の的確かつ円滑な実施を確保するために水銀排出者に対し水銀排出施設に排出基準を義務付けることとしており、その担保のため、水銀濃度の測定、記録及び保存を義務付けて当該排出基準の遵守状況を確認させることが必要。</p>		
	関連条項	第18条の23、第18条の28、第18条の29及び第18条の30	
想定される代替案	代替案① 水銀に係る抑制基準を設け、行政指導によりその遵守を図る。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	水銀濃度の測定費用が発生する。	抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。	
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	水銀排出施設に排出基準を遵守させ、その排出状況を測定させることにより、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。	代替案のみでは、抑制基準の遵守が任意であることから、確実な遵守を担保することができない。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状と比べ改正案、代替案とも測定費用が発生する。          便益：現状又は代替案に比べ、測定を義務付けることにより、排出基準遵守の履行が担保され、また、問題点の早期発見にも資するため、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができるようになる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申）（平成27年1月中央環境審議会答申）（抄）          &lt;測定&gt;          排出基準による排出規制を設ける場合、排出規制の履行の確保を図るため、排出規制の対象となった事業者に対し、排出濃度を測定し、その結果を記録することを義務付けるのが適当である。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	